

# 高病原性鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザとは？

鳥インフルエンザウイルスとヒトのインフルエンザウイルスとは同じインフルエンザウイルスのグループですが、その構造は異なっています。鳥インフルエンザのうち、鶏などの家禽類に対し全身症状など特に強い病原性を有し、高い（実験的には75%以上の）致死率を示す特定のウイルスによる疾病を「高病原性鳥インフルエンザ」と呼びます。「高病原性」という表現は、鳥に対する高病原性を示し、ヒトに対する病原性を示したものではありません。

鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。

万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

酸に弱く、胃酸で不活性化されると考えられること

ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること

通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全であること

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方（抜粋）

消費者・販売業者の皆様へ

鳥インフルエンザに関するご質問、表示に関するお問い合わせ、取引拒否等の不当な取扱いなどがございましたら、下記窓口までご相談ください。

徳島農政事務所 消費・安全部 消費生活課 ☎088-622-6135（内線402）

## 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気その他の理由で一時的に家庭で子どもを養育することが難しくなった場合に、児童福祉施設で子どもをお預かりして養育します。事業を利用するときは、申請が必要です。ご相談ください。

**対象者** 病気、出産、事故、冠婚葬祭などのため家庭での養育が一時的に困難となった子ども

**利用期間** 原則として7日以内

**利用料** 利用する子どもの年齢や子どもを扶養している世帯が町民税課税世帯か否か等で異なります。

**内容** 宿泊を含む一時的養育

くわしくは、次へお問い合わせください。

役場住民福祉課 ☎77-3614 ・ 由岐支所住民福祉室 ☎78-2212



## 浄化槽法の改正について

浄化槽法が大きく改正され、平成18年2月1日から施行されましたので、お知らせします。

「浄化槽法」とは、生活排水やトイレの排水をきれいにする浄化槽の機能を確保し、川や海の環境を守るための法律です。浄化槽設置届出・保守点検（メンテナンス）、清掃、法定検査など、浄化槽に関するルールが決められています。

### 【主な改正内容】

法定検査受験に関する指導規定が強化されました。



知事の指導に従わず、命令に違反した場合は罰則が適用される場合があります。

浄化槽を廃止した場合の届出が義務付けられました。



下水道への接続や合併浄化槽への転換などにより浄化槽を廃止した場合は、30日以内に「浄化槽廃止届出書」を提出して下さい。

### 【設置者の皆さんには次の維持管理が義務づけられています】

法定検査...知事指定検査機関が行う検査を年に1回受けましょう。

保守点検...知事登録業者に委託して定期的に点検をしましょう

清掃...清掃を年に1回は行いましょう。

### 【お問い合わせ先】

●徳島県知事指定検査機関  
(社)徳島県環境技術センター  
☎088-636-1234

●役場 住民福祉課  
☎77-3613